

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月6日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	大和リース株式会社 大阪府中央区農人橋二丁目1番36号																
大規模小売店舗の名称及び所在地	スーパードラッグひまわり豊浜店 香川県観音寺市豊浜町大字姫浜字芝原1182番1号 外10筆																
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項																
	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 【変更前】																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社メディコ二十一</td> <td>午前9時00分</td> <td>午後8時00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社つるや</td> <td>午前10時00分</td> <td>午後9時00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社サニーフーズ</td> <td>午前10時00分</td> <td>午後8時00分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考	株式会社メディコ二十一	午前9時00分	午後8時00分		株式会社つるや	午前10時00分	午後9時00分		株式会社サニーフーズ	午前10時00分	午後8時00分	
	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考													
	株式会社メディコ二十一	午前9時00分	午後8時00分														
	株式会社つるや	午前10時00分	午後9時00分														
	株式会社サニーフーズ	午前10時00分	午後8時00分														
	【変更後】																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ププレひまわり</td> <td rowspan="2">午前9時00分</td> <td rowspan="2">午後10時00分</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>株式会社つるや</td> </tr> </tbody> </table>	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考	株式会社ププレひまわり	午前9時00分	午後10時00分		株式会社つるや							
	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考													
株式会社ププレひまわり	午前9時00分	午後10時00分															
株式会社つるや																	
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 【変更前】午前8時45分～午後9時30分 【変更後】午前8時30分～午後10時30分																	
(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 【変更前】																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>荷さばき施設No.(別添配置図No.)</th> <th>荷さばき可能時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷さばき施設①(図面3-1【変更前】建物配置図兼平面図)</td> <td>午前6時00分～午後4時00分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設②(図面3-1【変更前】建物配置図兼平面図)</td> <td>午前9時00分～午後4時00分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設③(図面3-1【変更前】建物配置図兼平面図)</td> <td>午前7時00分～午後3時00分</td> </tr> </tbody> </table>	荷さばき施設No.(別添配置図No.)	荷さばき可能時間帯	荷さばき施設①(図面3-1【変更前】建物配置図兼平面図)	午前6時00分～午後4時00分	荷さばき施設②(図面3-1【変更前】建物配置図兼平面図)	午前9時00分～午後4時00分	荷さばき施設③(図面3-1【変更前】建物配置図兼平面図)	午前7時00分～午後3時00分									
荷さばき施設No.(別添配置図No.)	荷さばき可能時間帯																
荷さばき施設①(図面3-1【変更前】建物配置図兼平面図)	午前6時00分～午後4時00分																
荷さばき施設②(図面3-1【変更前】建物配置図兼平面図)	午前9時00分～午後4時00分																
荷さばき施設③(図面3-1【変更前】建物配置図兼平面図)	午前7時00分～午後3時00分																
【変更後】																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>荷さばき施設No.(別添配置図No.)</th> <th>荷さばき可能時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷さばき施設①(図面3-2【変更後】建物配置図兼平面図)</td> <td rowspan="2">午前6時00分～午後10時</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設②(図面3-2【変更後】建物配置図兼</td> </tr> </tbody> </table>	荷さばき施設No.(別添配置図No.)	荷さばき可能時間帯	荷さばき施設①(図面3-2【変更後】建物配置図兼平面図)	午前6時00分～午後10時	荷さばき施設②(図面3-2【変更後】建物配置図兼												
荷さばき施設No.(別添配置図No.)	荷さばき可能時間帯																
荷さばき施設①(図面3-2【変更後】建物配置図兼平面図)	午前6時00分～午後10時																
荷さばき施設②(図面3-2【変更後】建物配置図兼																	

	平面図) 荷さばき施設③(図面3-2【変更後】建物配置図兼平面図)	00分
変更年月日	平成30年3月24日	
変更理由	テナントの入れ替えに伴い、運営方法を見直すため。	

2. 届出年月日

平成30年3月23日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成30年4月6日から平成30年8月6日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年8月6日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ